

新宿区教育委員会会議録

平成29年第7回定例会

平成29年7月7日

新宿区教育委員会

平成29年第7回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年7月7日（金）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時55分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	委 員	古 笛 恵 子
委 員	菊 田 史 子		

欠席者

委 員 羽 原 清 雅

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中 央 図 書 館 長	藤 牧 功太郎
教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之	教 育 指 導 課 長	長 田 和 義
教 育 支 援 課 長	高 橋 昌 弘	学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄
統 括 指 導 主 事	小 林 力	統 括 指 導 主 事	坂 元 竜 二
統 括 指 導 主 事	波多江 誠	文 化 観 光 課 長	小 泉 栄 一

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議 案

日程第1 第25号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則及び新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則

日程第2 第26号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

報 告

- 1 平成29年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について（次長）
- 2 平成28年度に発生した体罰等の実態把握について（教育指導課長）
- 3 平成28年度児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について（教育指導課長）
- 4 新宿区立西落合図書館の空調更新工事の実施及びそれに伴う臨時休館について（中央図書館長）
- 5 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第7回定例会を開会いたします。

本日の会議には、羽原委員が欠席しておりますが、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、菊池委員にお願いいたします。

○菊池委員 承知しました。

○教育長 なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務について説明を受けるため、文化観光産業部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、日程第1 第25号議案の説明を受け、審議し、続いて日程第2 第26号議案の説明を受け、審議するものとします。

◎ 第25号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則及び新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第26号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第25号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則及び新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第2 第26号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を議題とします。

それでは、第25号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第25号議案について御説明いたします。

お手元の議案概要をごらんください。

第25号議案 新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則及び新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

これは、本年9月に新宿区立漱石山房記念館が開館することを踏まえ、文化系施設における利用料金の減免基準の見直しを検討した結果、今回の漱石山房記念館のほか、新宿歴史博物館と林芙美子記念館についても、障害者の観覧料金の免除を行うことにしたものでございます。

改正内容といたしましては、観覧料金の免除対象に新たに身体障害者手帳や愛の手帳、精

神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者を加えるとともに、手続として、入場時にこれらの手帳等を提示することを定めるほか、その他文言整理等の必要な規定整備を行うものでございます。

施行期日は、平成29年9月24日でございます。

それでは、初めに、新宿区立新宿歴史博物館条例施行規則の新旧対照表をごらんください。

利用料金の免除を規定いたしました第14条の第1項では、利用料金を免除できる場合を別表で定めております。

別表、上段が今回の改正後の内容となっておりますが、ここに第3号の部分で、先ほどの身体障害者手帳等に関する免除規定を新設しております。再び新旧対照表にお戻りいただきまして、第14条第5項で、免除に必要な資格を有することを証する書類、これは手帳やそのコピーがそれに該当いたしますが、その書類の提示について規定を新たに設けたものでございます。

また、第6項では、その提示があった場合に料金免除の申請及び承認があったものとみなす規定を追加しております。

さらに、様式では、第10号様式と第11号様式において、引用条例の条項等に対応する規定整備を行っております。

なお、附則といたしまして、今回の改正の対象となった様式について、既に作成した用紙で現に残存するものにつきましては、必要な修正を加えた上で、当分の間使用することができる旨の経過措置を加えたものでございます。

次に、新宿区立林芙美子記念館条例施行規則の新旧対照表をごらんください。

先ほどの新宿歴史博物館と同様でございますが、こちらでは、本文の第11条第1項の第3号として、身体障害者手帳等に関する免除規定を新設しております。

裏面にまいりまして、書類の提示についての規定を第5項に、提示があった場合に料金免除の申請及び承認があったものとみなす規定を第6項に追加しております。

様式と附則につきましても、先ほどの新宿歴史博物館と同じく、引用条例の条項等に対応する規定整備と様式に修正を加えた上で、当分の間使用できる旨の経過措置を定めております。

第25号議案の提案理由でございますが、新宿区立新宿歴史博物館及び新宿区立林芙美子記念館の利用料金の減免対象を拡大する必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第25号議案について、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

○今野委員 これは今までは紙に書いて申請をしないと認められなかったものが、今回の改正では手帳などを提示することで、申請をしなくてもいいということでしょうか。それはとても便利になって、よかったと思います。

○文化観光課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○教育長 ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、御質問、御意見、これ以上ないようでございますので、お諮りいたします。

第25号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第25号議案は、原案のとおり決定いたしました。

では、文化観光課長は退席していただいて結構です。ありがとうございます。

次に、第26号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第26号議案について御説明いたします。

改めて、議案概要をごらんください。

第26号議案 新宿区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらは、町名変更に伴いまして、規定を整備するものでございます。

住居表示の実施により、町名が本塩町から四谷本塩町に変更されることから、規則別表中の町名について改正を行うものでございます。

施行期日は、平成29年9月19日でございます。

新旧対照表をごらんいただけますでしょうか。

今回変更となる町を通学区域としている四谷小学校と四谷中学校において、下線の部分のとおり町名が変更となるものでございます。そのほかについては、特に影響はございません。

第26号議案の提案理由でございますが、町名変更に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第26号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○菊池委員 住居表示の権限が都から区に移譲されたということで、区で町名を変えられるということになったことは存じ上げていますが、本塩町に何ゆえに「四谷」がついたのかという、その理由を教えてくださいと思います。

というのは、四谷小や四谷中学校の通学区域で、三栄町など、四谷とつかない町名も幾つもありますので、何ゆえに「四谷」がついたのでしょうか。住居表示委員会というのがあるのは存じ上げていますけれども、そこで提案があったのかなということに興味があります。

○次長 以前、住居表示担当課長を担当していたところでございます。

今、菊池委員からお話がありましたように、住居表示については、住居表示の審議会とその審議会のもとに地元審議会がございます。町の名称をどのようにしていこうかということは、地元審議会でも御議論をさせていただいて、そこでの一定の結論を住居表示審議会に上げてという手続きで決まていくといった流れになっています。

今回、伝え聞いているところでいきますと、この地元審議会の中で、本塩町という地名を引き続き使っていくのがいいのか、あるいは、本塩町というと、新宿区外の方から見た場合にどこにあるのか、本塩町の名前ではよくわからないといった意見もあったと聞いています。

そうした中で、町の方々に対してアンケートをとって、その中でこの名称が一番ふさわしいのではないかとといった議論を整理しまして、住居表示の審議会に報告があり、審議会でも御承いただき、議会に議案を上程し、議決を頂戴したという流れの中で決まっております。

以上です。

○教育長 よろしいでしょうか。

○菊池委員 地元の意向で四谷とついたらいいということになったわけですね。何かもとの名前のほうがいいような気もしますが。

○教育長 審議会では、新宿の地名に「塩」がつくのが珍しいけれど、どこの塩町かわからないので、やはり四谷がついたほうがわかりやすい。本塩町という名前は好きだけれども、どこにあるのかわからないのでということで、四谷をつけてほしい、そういう話だったと思います。

○菊池委員 わかりました。ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。ほかに御質問ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、他に御意見、御質問がないようであれば、質疑を終了いたします。

第26号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第26号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

-
- ◆ 報告 1 平成29年第2回新宿区議会定例会における代表質問等答弁要旨について
 - ◆ 報告 2 平成28年度に発生した体罰等の実態把握について
 - ◆ 報告 3 平成28年度児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく本人外収集及び外部提供について
 - ◆ 報告 4 新宿区立西落合図書館の空調更新工事の実施及びそれに伴う臨時休館について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1から報告4について一括して説明を受けて、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○次長 それでは、報告1、平成29年度第2回新宿区議会定例会における代表質問等の答弁要旨について、御報告させていただきます。

第2回の区議会定例会については、報告資料にございますとおり、6月12日、13日、2日間にわたって開かれ、そこで質問と答弁という形で行われたものでございます。

議会の5つの会派から代表質問を頂戴し、また1人の議員から一般質問という形で質問を頂戴してございます。その内容について、かいつまんでというような形になりますけれども、御報告をさせていただきます。

まず、1ページ目、民進党・無所属クラブでございます。

こちらからは、ひとり親家庭の支援について、御質問を頂戴してございます。

(1)になります。子ども家庭部が行った新宿区ひとり親家庭アンケートの調査結果報告書の中で出てくるところによると、さまざまな区の相談窓口につなげていく体制づくりが重要だという点から御質問を頂戴してございます。また、(2)では、学校の先生が子どものSOSや変化に気づき、素早く対応することが非行や不登校、いじめに発展させないためにも非常に重要なことだと思う。ひとり親家庭の子どもへの対応や取り組みはどのように行われているのかという点で御質問を頂戴してございます。

答弁については、記載のとおりでございます。

2 ページにお進みいただければと思います。Ⅲ、自由民主党・無所属クラブでございます。

こちらは、2 ページから3 ページにかけて（1）から（7）ということで、7 点にわたって質問のほうを頂戴しております。（1）から（5）までが英語教育の関係、それから（6）と（7）については、ICT やプログラミング教育の関係というようなところで御質問を頂戴しております。

まず、（1）ですけれども、小学校での英語の教科化への対応として、既に教職についている教員の英語の指導力に差異があるのではないかと心配されるが、教育委員会としてはどのように臨もうとしているのかという点についての御質問です。

（2）です。中学校3 年生の英語力調査においてというところで、「聞く・話す・読む・書く」の4 技能のうち、いわゆる英検で3 級程度以上と評価された生徒が5 割以上であるのが、「書く」力のみでというようなことで書かれている部分でございます。この点について、新宿区の状況はどのような状況であるのかということで、現状についての質問になってございます。

（3）です。全国の公立小学校の教員約35 万人のうち、英検準1 級以上程度の英語力があるのは1 %の3,400 人、全体の6 割が民間の英語検定を受けたことがないと答えているけれども、新宿区の状況はどのような状況にあるのか。また、このことをどのように受けとめ、どのように対処していこうとしているのかというような点でございます。

（4）です。英語力が伸びた自治体の中には、外部試験を導入するなど独自の取り組みを試みるケースが多いとのことである。新宿区では、どのような工夫や取り組みをされているのかという点について、質問を頂戴してございます。

それぞれに対する答弁については、3 ページから4 ページの部分になってございます。

4 ページにお移りいただきまして、（4）の答弁を御紹介させていただきます。

生徒の英語学習に対する積極的な態度を育み、英語力の向上を図るためには、外部試験等の導入は有効な手法であると認識している。現在、区内の全中学校が自校を会場として英検を実施するとともに、教員が生徒に情報提供を行うことにより、生徒の積極的な受験を支援している。

今後は、生徒の英語力の向上を図るとともに、大学入試への外部試験等の導入も見据え、将来的なキャリア形成に生かすことができるよう、生徒がより積極的に外部試験を受験するための支援の充実を検討していくということで回答しているところでございます。

5 ページです。新宿区議会公明党からの質問になります。

1 番の総合管理計画等についてです。

総合管理計画で対象とされた施設のうち、全体の延べ床面積の約 4 割を占めているのが小学校や中学校といった学校施設である。文部科学省からは、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」が示され、平成32年度までに個別施設計画の策定が求められている。この点について、教育委員会はどのように進めているのかという点で御質問を頂戴したところでございます。

これに対する答弁です。

公共施設等総合管理計画を踏まえ、小・中学校施設のあり方について検討するプロジェクトチームを事務局内に立ち上げ、施設の耐用年数を踏まえ、長寿命化、地域別の人口動態等に対応した普通教室の確保や、他自治体の取り組みの調査など、さまざまな内容について検討していくことを予定している。

プロジェクトチームでの検討結果や、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」を踏まえ、区長部局と協議しつつ、平成32年度までに、既存施設の長寿命化を基本とした個別施設計画策定を進めていくという答弁をさせていただいたところでございます。

2 番の危機管理についてです。ここの部分については、北朝鮮のたび重なる核実験、弾道ミサイルの発射についてということで、学校、教育委員会の対応という点で御質問を頂戴したところでございます。

6 ページにお進みいただければと思います。3 の就学援助の拡充についてです。

文部科学省は、「要保護児童生徒援助費補助金要綱」を平成29年3月31日に改正し、その支給対象者に、これまでの児童・生徒から、新たに就学予定者を加えたと。しかしながら、その措置はあくまで要保護児童・生徒に限ったものであり、今回、準要保護の児童・生徒はその対象にはなっていない。

準要保護児童・生徒に対する対応については、今後、文部科学省の通知に従い、区として判断していくことになるけれども、今回の国における改正の趣旨や、区の準要保護児童・生徒の現状を鑑みた場合、平成30年度新入学から実施ができるように今から確実に準備を進めていくことが必要と考えるが、教育委員会の所見を伺うということで御質問を頂戴しております。

これに対する答弁でございます。

教育委員会では、平成28年度に実施した新中学1年生保護者への新入学生徒学用品費の前倒し支給に続き、新小学1年生への前倒し支給の実施に向けて、この間、区長部局との協議

を行ってきた。

学齢簿就学援助システムの改修等に一定の見通しが立ったことや、国の要綱改正の趣旨を踏まえ、平成30年度小学校入学に向けた学用品費の前倒し支給の実現に向け、学齢簿就学援助システムの改修、要綱改正や対象者への周知方法など、区長部局と連携し、検討を進めていくということで、回答をさせていただいてございます。

また、4点目として、小・中学校の学校給食の無償化についても質問を頂戴しております。この点についての答弁の内容については、説明を割愛させていただきます。

8ページにお進みいただければと思います。

V、日本共産党新宿区議会議員団の質問でございます。

質問の内容は、教員の多忙解消と中学校の部活動に対する支援についてでございます。こちら（1）から次の9ページの（4）まで、大きく4点にわたって質問を頂戴してございます。

（1）になります。教育委員会は、教員の勤務実態を把握するため、6月と秋の2回、サンプリングで文部科学省の調査と同じ項目で勤務実態調査を行うとしているが、具体的な調査方法を教えてほしいという点。

学校現場にもノー残業デーの設定や、月の残業時間の上限を設ける動きもあるが、法改正などで長時間労働に歯どめをかけるよう国に働きかけると同時に、教育委員会としても取り組むべきである。

こうした対策を進める上でも、ICカードなどタイムレコーダーで勤務時間を把握し改善を試みる自治体が増えているが、新宿区でも導入してはいかがかという点で御質問を頂戴してございます。

（2）です。文部科学省の調査では、負担を感じる業務の1位が「国や教育委員会からの調査やアンケートなどの対応」で9割、2位が「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」で7割と続いている。調査物や事務の多くは、文部科学省、東京都教育委員会からのものであり、抜本的な改善を求めていくべきである。区教育委員会としてどのような事務量の削減が可能と考えているのかという点。また、休憩時間や勤務時間にかかる会議等が行われているとしたら直ちに改善すべきだという点で御質問を頂戴してございます。

（3）は、部活動の部分になります。部活動支援員について、現在、スクールスタッフ新宿の予算の中で、各学校が外部コーチをお願いしているが、直ちに検討を開始して具体的な方針を区として出していくべきである。

それから、国や東京都にも予算措置を示していくために、国と都に強く要求すべきである
と考えるのがいかにかという点で御質問を頂戴してございます。

これに対する答弁です。

(1) になります。教員の勤務実態の把握については、学校規模等を考慮して数校を選び、
調査を予定している。調査内容は、基本的に文部科学省の調査に準ずる内容として考えてい
ますとお答えしています。

それから、長時間労働の規制について、教育委員会では、平成21年度の学校事務効率化の
検討結果を受け、出張を伴う会議の縮減、調査・アンケートの精査を進めている。各学校で
は、定時での退勤日の設定や会議の精選等、学校の実態に応じた工夫を行っている。

今回実施する勤務実態の調査からは、長時間労働の要因を検証し、学校と協議をしながら、
解決に向けて教育委員会として行える努力を進めていく。また、特別区の間でも情報交換等
を行い、より効果的な方策を模索するとともに、必要に応じて国、都への働きかけについて
も検討していく。

I Cカードシステムやタイムレコーダーについては、今後学校とも協議し、その必要性を
検討していくが、現時点では、各学校の管理職に対して、勤務時間の適正化について努めて
もらうようお願いしていくという点でお答えしてございます。

それから、(2)の事務の省力化ですけれども、これまでも学校イントラを活用した事務
の効率化を進めるとともに、調査に必要な資料は部数をそろえて配布している。国や東京都
の調査においても、教育委員会で内容を一定整理した上で、学校に調査依頼をするなど学校
の負担を減らすように努めてきている。今後もこうした形で取り組んでいくというお答えを
してございます。

また、休憩時間についてですけれども、各学校の管理職は、校園長会等の機会に休憩時間
が適切に確保できるように指導しており、今後とも適切な勤務環境の確保に努めていくとお
答えをしてございます。

それから、部活動です。文化系・体育系合わせて128の部活動が行われており、大会など
の時期を除いて、ほとんどの部活動については、週2日以上休養日を設けております。ま
た、各校から指導員の派遣要請があった53の部については、体育協会の会員、未来創造財団
の人材バンクの登録者等の外部指導員を配置しているとお答えしております。

また、中学校の部活動の今後の支援の検討について、スポーツ庁が平成30年3月末を目途
にガイドラインの策定を予定しているほか、東京都においても平成30年4月にガイドライン

を策定する予定であることから、区としてもこうした国や都、他自治体の動向を見据えつつ、今年度実施の「部活動のあり方検討」の中で、部活動への教職員のかかわり方や民間委託、それに伴う国・都への予算要望等も含めて総合的に検討を進めていく予定とお答えをしております。

11ページにお移りいただければと思います。社民党の新宿区議団です。

児童数の増加に伴う小学校の充実についてということで御質問を頂戴しております。

本年の小学校の学齢人口における小学校の入学率は約80%であるが、この入学率から平成33年度の小学校の児童数を推計すると、今年度より約1,300人の増加が見込まれる。この状況を教育委員会としてはどのように認識し、対応しようとしているのか。小学校の予測児童数、クラス数を見通せると考えるが、どのように推定しているのかという御質問でございます。

答弁になります。毎年の児童数の推計は、学区域、年齢階層ごとの住民登録者数をもとに推計を立てているというお答えをしております。そうした中で、今後の部分ですけれども、区内全域の児童数と教室数については、こうした推計を積み上げて導いているものであり、現段階での推計では、今後4年間必要な普通教室の確保は可能であるというような点でお答えをしております。

最後になります。新宿の明るい未来を創る会からでございます。

学校の適正配置と地域協働学校の推進についてということで、学校選択制度廃止後の区立小・中学校の入学に向けたスケジュールということで御質問を頂戴しております。

答弁でございます。区立小・中学校の入学については、8月に発行する学校案内冊子の配布に合わせて、通学区域の学校を指定校として保護者に案内をしている。小学校の指定校変更については、申し立ての受付を入学年の2月に行っていたが、選択制度の廃止についてのパブリックコメントで寄せられた意見等々を踏まえ、指定校の入学決定通知を送付する12月を目途に指定校変更の決定が行えるよう、受付時期の前倒しについて検討しているということでお答えをさせていただいたところでございます。

少し長くなりましたけれども、6月12日、13日の区議会の御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○教育長 ありがとうございます。

それでは、報告2と3についてお願いします。

○教育指導課長 報告の2と3について御報告をさせていただきます。

最初に、報告 2 です。

平成28年度に発生した体罰等の実態把握についてです。

6月8日に東京都教育委員会が、平成28年度に発生した体罰の実態把握の結果を公表いたしました。本日は、平成28年度に発生した新宿区立小・中・特別支援学校の体罰等の実態把握について御報告いたします。

新宿区では、東京都教育委員会からの調査依頼を踏まえ、校長による教職員への聞き取り及び児童・生徒を対象にアンケートと個別の聞き取りにより、昨年4月から教員の体罰の実態について調査するとともに、その結果と学校の対応について区に報告するよう、各学校に依頼いたしました。

調査結果及び報告の内容をごらんください。

各学校の報告を受け、東京都教育委員会に報告した案件は5件となります。体罰として報告したものはございません。内容としては、不適切な指導が小学校で1件、暴言等が小学校で1件、行き過ぎた指導が小学校で3件という結果でした。行き過ぎた指導が3件とありますが、1つの事案に対して、3名の教員がかかわっての3件となっております。

ここでは、事案の概要、発覚の経緯、学校の対応、教育委員会の対応とともに、区や学校の体罰防止の取り組みについて御報告いたします。

初めに、不適切な指導として報告した小学校の事案についてです。

放課後に実施している算数教室において、学習に気持ちが向かない児童に対し、「問題をよく見なさい」と言って、右手を当該児童の頭頂部に当て、二、三回強く押した。それから、しばらくしても当該児童が下を向いたままだったので、当該児童の顎あたりをつかみ、二、三回頭を上げさせたというものです。後日、児童の保護者が学校に連絡帳で知らせたことで発覚いたしました。学校はその後、当該教員と校長が児童に謝罪するとともに、保護者との面談を行い、当該の教員と校長が保護者にも謝罪いたしました。教育指導課では、この教員と校長に対し、電話や面談等により状況を確認するとともに、児童を指導する方法としては、不適切な指導であったこと、子どもの側に立った指導という点では配慮を欠いていたことなどを指導いたしました。

次に、暴言として報告した小学校の事案についてです。

算数の授業中に当該児童の態度が悪く、当該児童は前の時間の運動会の行進練習においても不真面目な態度があり、指導したというものです。その指導の中において、児童に対し、「犯罪者と同じだ」と言ったものです。後日、その教員が担当する学級の保護者と副校長の

面談で、この件が発覚いたしました。学校は後日、校長、副校長同席のもと、謝罪いたしました。教育指導課では、この教員と校長に対し、電話や面談等により状況を確認するとともに、当該教員には、言葉遣いなど人権感覚を再認識すること、子どもの側に立った指導を徹底することなどを指導いたしました。

次に、行き過ぎた指導について報告した小学校の事案についてです。

3件となっていますが、校長、副校長、主幹教諭の3名がかかわったことでの3件となっているものでございます。同じ学級の児童に対するいじめをしていた1学年の児童4名に対し、校長室において、いじめの防止と再発しないための指導を行いました。結果として、45分間立たせたままの状態にしたというものです。後日、児童の保護者から連絡帳でこの件が発覚いたしました。

学校では、校長、副校長、当該主幹教員が児童に対し謝罪し、後日、当該児童の保護者に対し、謝罪をいたしました。教育指導課では、校長、副校長、当該主幹教員に対し、今回の指導は、児童一人ひとりの心身の現況に適合しない指導であることを指導いたしました。

以上が事案の報告となります。

なお、体罰の防止につきましては、定例の校長会、副校長会などで、体罰は指導でないこと、感情のコントロールが必要であることを職員に確実に伝えるよう依頼するとともに、体罰等を起こす可能性が高いと思われる教員に対しては、個別の指導をするように伝えております。

また、各学校では、新聞などで体罰や服務事故が報道されるごとに、職員への指導を行うだけではなく、4月、7月、12月の服務防止月間では、各校で体罰防止のスローガンを話し合うなど、特に重点的に意識啓発を行っているところです。さらに、各校では、服務事故防止についての年間指導計画を作成し、職員会議ごとにミニ研修を実施するなど、計画的に服務事故防止に取り組んでいます。

また、教員の体罰や不適切な指導については、児童・生徒や保護者がいつでも相談できる体制を整えることが必要であると考えております。

毎学期のふれあい月間のアンケート項目に、「教員の指導について」の項目を加え、調査を行っております。

体罰は、児童・生徒に対する人権侵害の行為であり、いかなる場合においても身体に対する侵害や肉体的な苦痛を与える懲戒は行ってはならないことが学校教育法で明確に規定されております。これからも体罰は教員が絶対に行ってはならない行為として、その根絶に努め

てまいります。

報告2については以上となります。

続きまして、報告3の資料をごらんください。

平成28年度児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく個人情報の本人外収集及び外部提供について、御報告いたします。

本制度は、児童・生徒の健全育成のために、子どもたちの非行等の問題行動の防止と安全確保のために、学校と警察がそれぞれの役割を果たし、連携して効果的な対応を行うために、平成17年6月に警視庁と新宿区教育委員会の間で締結されたものでございます。

本日は、平成28年度における運用状況について御報告させていただきます。

なお、恐れ入りますが、個人情報保護の観点から、詳細な説明については行うことができないことを御理解くださいますようお願いいたします。

では、資料をごらんください。警察から学校への個人情報の提供があった本人外収集について御報告いたします。

該当する案件は、7件です。

なお、資料の6番と7番につきましては、昨日の第2回個人情報保護審議会への報告を予定していましたが、審議会の進行の都合により、7月20日の第3回個人情報保護審議会への報告となったことを御承知おきください。この7件は、いずれも指導上、連絡が必要と認められる案件となります。順番に概要を説明いたします。

1番、この内容につきましては、窃盗した自転車に乗っていた中学生を補導したという連絡が警察から学校に入ったものでございます。

2番、警察に、学校で友達が暴力行為を受けているという相談があり、そのことについて警察から学校に照会があったものです。その後、学校の調査でそのような事実はなかったということが確認されています。

3番、複数の生徒が、許可なくビルの非常階段から侵入したところを補導されたという連絡が学校に入ったという内容となっております。

4番、親子関係のトラブルがあり、暴力行為を受けていたという生徒が警察に申し出ましたが、生徒も同様に親に暴力行為を振るっていたことがわかり、警察で説諭をし、帰宅させたという連絡が警察から学校に入ったものとなっております。

5番は、他地区の商業施設で万引きを行ったので補導したという連絡が警察から学校に入ったものとなります。

6番と7番は、これも他地区の商業施設で万引きを行ったという連絡が警察から関係する学校2校それぞれにあったというものでございます。

続いて、学校から警察への個人情報を提供した外部提供について御報告いたします。

こちらは、該当する案件は5件で、校長が警察へ連絡することが必要と判断したものであります。

1番は、教師への暴力行為であり、保護者を呼び生徒に指導するだけではなく、警察に連絡して対応することが必要と学校が判断したものであります。保護者の了解を得た上で、事案の概要等を提供したものとなっております。

2番は、校内の児童相互のトラブルがあり、けがをさせてしまった事案で、こちらも保護者の了解を得た上で、警察に児童の氏名、事案等の概要を提供したものとなっております。

3番は、スマートフォンにかかわる個人情報の拡散が懸念されたため、警察の対応が必要な事案として、学校が警察に事案の概要等を提供したものとなっております。

4番は、女子中学生から不審な男性につきまといわれるという相談を受け、保護者了解のもと、警察への情報提供を行ったものとなっております。

最後に5番ですが、4番と同様に下校時に不審な男性にしつこく声をかけられたという生徒が保護者に相談し、保護者から学校に対し警察に連絡するよう依頼され、情報提供したのとなっております。

4番と5番に関連しましては、その後、警察の重点的なパトロールもあり、当該生徒から同様の訴えはございません。

事案の詳細については、以上とさせていただきます。

以上で、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○教育長 では、報告4をお願いします。

○中央図書館長 それでは、新宿区立西落合図書館の空調更新工事に伴う臨時休館につきまして、御報告をいたします。

西落合図書館でございますが、ガスヒートポンプ式のエアコンが老朽化してございまして、今年度、これを更新する工事を行うことになってございます。この工事につきましては、広範囲の天井の解体、復旧が必要となるために、休館日ごとに作業するよりも、約1カ月連続して工事を行うほうが安価かつ効率的であるため、総務部の施設課とも協議をした結果、資料記載の日程により工事を行うものです。

臨時休館の日程でございますけれども、空調設備の必要な時期を避けまして、10月23日か

ら11月24日を休館といたします。更新工事そのものは10月23日から11月22日、それから23日から24日にかけて開館準備作業を行うものでございます。

工事期間中の西落合図書館の業務体制でございますが、工事期間中、ブックポストを除いて職員の立ち入りができないため、中央図書館4階に西落合図書館の仮事務所を設置し、西落合図書館の所蔵資料は工事期間中に貸し出し中のものを除いて、予約不可の資料に設定するものでございます。

中央図書館での業務につきましては、次のとおりでございます。

ブックポストに返却された資料の回収業務、また、資料の返却処理業務、そして裏面にまいりまして、資料の購入、受け入れ、また選書会議等各種会議の出席、「調べる学習コンクール」等の企画行事の事務を行います。工事終了後の23、24日は、中央図書館に集積した返却資料を配本車で西落合図書館に移送し、書架へ戻す作業等を行い、開館準備を行うものです。

利用者への周知につきましては、図書館カレンダー、「広報しんじゅく」、新宿区立図書館ホームページ、新宿区立図書館全館でのポスター掲示により周知してまいります。

以上でございます。

○教育長 以上、報告は終わりました。

それでは、順次、御意見、御質問をお願いいたします。

まず、報告1について御意見、御質問のある方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

○今野委員 6ページのところで、就学援助の前倒しということで、今まで教育委員会でも中学校については前向きにという話がありましたけれども、今度は小学生にもというようなことです。

答弁の中で「学齢簿就学援助システムの改修等に見通しが立った」ということで検討を進めていくという、結構なことだと思いますが、このシステムはどういうものか、教えていただければと思いました。

○学校運営課長 小学校、中学校に通うお子さん、また就学予定のお子さんの名簿をシステムで管理しています。学齢簿就学援助システムというものですけれども、就学援助の情報などを搭載しているシステムになります。今までは、未就学児につきましては、情報を持っていなかったというところになるのですが、今回見通しが立ったというお話もさせていただいているところですが、未就学児の情報の搭載を今後していきまして、そこで新入学のお子さん

たちに就学援助の支給をしていく、そういった方向で検討を進めているところでございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○今野委員 はい。

○教育長 ほかに何か御質問ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 よろしいでしょうか。それでは、報告1については、質疑を終了させていただきます。

次、報告2について、御意見、御質問があればよろしくお願いいたします。

これは昨年と比べると、増えているのでしょうか、それとも減っているのでしょうか。

○教育指導課長 すみません、今件数を確認させていただいています。

○教育長 何か御質問があれば。

○菊池委員 1件の事案に3人の先生がかかわったということで3件とカウントされていますが、何か非常に違和感を感じましたが、そういった集計なのでしょうか。

○教育指導課長 学校からの報告は新宿区教育委員会で受けますが、その内容を精査して、東京都に報告をさせていただいております。最終的には、東京都の判断した件数となっております。基本的には1名がかかわれば、それは1件とカウントされます。

○菊池委員 先生1人ということですか。

○教育指導課長 そうです。そのようにカウントされることになっておりまして、案件としては1件の出来事ですけれども、そこにかかわった教員が3名いれば、それは事故としては3件発生したというカウントをする仕組みになっております。

○菊池委員 わかりました。だから去年より多くなったと思います。

○今野委員 調査方法で、校長が例えば教員に聞き取りをして、こういう数字が出てきたということでしょうけれど、それぞれの内容についての御説明で、保護者からの連絡ノートなどで発覚と言われていましたけれど、その都度その都度、校長は把握できているのでしょうか。あるいは、この調査の聞き取りで初めて出てくるのか、どのような状況になっているのでしょうか。

○教育指導課長 体罰の案件の把握につきましては、まず12月に一斉に調査を依頼しております。12月の1カ月間に体罰にかかわる案件がないかどうかというのは一斉に調査を行い、教員のヒアリング等も行っております。

それから、先ほども説明した中に触れさせていただきましたが、年間3回ほど、ふれあい

月間という期間がございまして、子どもへのアンケートを実施しております。その中で自分が体罰等を受けているかどうか、友達が体罰等を受けているのを見たことがあるかという設問を各学校で設定し、実施しております。そうした形で、各学校では体罰等がないかというところのチェックを定期的に行っているのが現状でございます。

ただ、それだけではなくて、先ほど出てきましたように、そういった時期とは少しずれたところで、連絡帳で発覚するケースというのもございまして、それらも含めて体罰等の案件については、各学校から教育委員会に報告が上がるような、そのような仕組みとなっております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 それでは、昨年度からの件数の増減については保留いたしますが、続いて報告3について、御意見、御質問があればお願いいたします。

いかがでしょうか。

個人情報保護審議会には、時間の関係で6及び7は次回以降の審議会になるということですが、この辺は個人情報審議会にもこの資料で報告していくということですか。

○教育指導課長 個人情報保護審議会におきましても、同様の様式で報告させていただいております。個人情報保護審議会が開催される期間というのが決まっております、それまでのところで報告できる案件については、随時御報告をさせていただいているということです。本来ですと、昨日開催されていますので、全ての報告を終了した形でのきょうの報告となる予定でしたが、進行上、7月20日に報告が延期となった関係で、その2件については、まだ個人情報保護審議会への報告はされていないということになります。

○教育長 報告3についてはよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、報告3については終わらせていただいて、続いて報告4について。

いかがでしょうか。御質問等ありますでしょうか。

○菊池委員 老朽化ということでありますけれども、どのぐらいだったのでしょうか。予算を取るのもなかなか大変なことだろうと思いますし、工事期間も1カ月もかかるのかなという、そのところを教えてください。

○中央図書館長 中長期の修繕計画というのを立ててございまして、それでいきますと、通例ですと、3年前ぐらいには更新工事をしなければいけなかったのですが、いろいろな状況等

があり、今年度の工事となっております。

空調設備ですが、申しわけございませんが、いつ工事を行って、どのぐらいたったのかというところについては定かではございません。西落合図書館自体は、設置が昭和54年の開館でございますので、恐らくそのときに空調設備が入っているというところだと思います。それで、工事が1カ月もかかるということでございますけれども、天井を全部壊し、中のパイプを全て取りかえるということなので、施設課との工事の内容のすり合わせの中で、極力、休館時間を短くする努力をさせていただいた上での判断でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、ほかになれば報告4を終了します。それでは、報告2の保留部分についてお願いします。。

○教育指導課長 昨年度の報告の件数ですが、平成27年度に発生した件数としましては、不適切な指導が2件、暴言等が1件の合計3件でありました。

○教育長 今年度は行き過ぎた指導が多かったということですね。

報告2について御質疑よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、報告2は終了させていただきます。

◆ 報告5 その他

○教育長 次に報告5、その他ですが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 ありがとうございます。

それでは、特にないということでございますので、以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会といたします。

午後 2時55分閉会